

論文

N・チョムスキーの性悪説的メディア論

— マスコミ規制の論理を考える —

藤井正希*

1. はじめに

1853（嘉永6）年のマシュー・ペリー提督の浦賀への来航以来、日本とアメリカ合衆国との交流の歴史は深く、両国は緊密な一体関係を維持している。確かにその途中で太平洋戦争という悲惨な出来事を経験したけれども、その後はお互いがお互いを第一の同盟国と認めあう、いわば兄弟のごとき関係であることは争いのない事実であろう。すなわち、政治的には日米安全保障条約で一体となり、経済的には毎年、巨額の貿易が行われ（例えば、日本の自動車、アメリカの農産物）、また、文化的にもハリウッド映画、ジーンズ、ハンバーガーなどアメリカから日本に伝来した事物には枚挙に暇はないほどである。そのため、政治、経済、文化のあらゆる側面において、日本はアメリカの強い影響下にある。アメリカで起きた現象は、数年遅れて日本にも波及するとさえ言われている。かかる点に鑑みるならば、日本の将来を考えるにあたって、アメリカの現状や理論を十分に把握し、分析・検討することは極めて有意義なことと言えよう。

筆者はこれまで表現の自由（憲法21条）に配

慮しつつ巨大マス・メディアをいかに規制すべきかを第一の研究テーマとしてきたが、そのような観点から、アメリカにおけるマスコミ規制についての現状や理論を調べている時に、エイヴラム・ノーム・チョムスキーのメディア論に出会った。チョムスキーは現存の言語学を専門とする学者であるが、メディアに関する著作も多く、また、積極的に政治的発言も行っている。なかでも、とりわけ強力に批判論を展開するメディア論は個性的かつ過激で有名であり、常に物議を醸している。筆者も始めはその余りに極端な考え方に戸惑ったが、研究を進めるうちにそこには多くの有益な示唆が含まれていることを知った。学問的にも、社会的にもマス・メディアは肯定的に評価されるのが通例であるが、アメリカには、マス・メディアのもたらす弊害に着目し、基本的にマス・メディアを“悪”ととらえる理論が古くから存在していたが（いわば、マス・メディア性悪説）⁽¹⁾、チョムスキーのメディア理論は現代におけるその代表と言えよう。本稿では、かかるチョムスキーのメディア理論の理論的妥当性を検討していく。具体的には、民主主義についての逆説的見解、傍観者民主主義、合意の捏造、プロパガンダ・モデル

*早稲田大学大学院社会科学研究所 2008年博士後期課程満期退学（指導教員 後藤光男）

等、チョムスキーのメディア理論における基本的概念を見ていく。その際には、常に批判的な視点を大切にしたい。その考察を通じて、マスコミ規制の論理的な確立に資する何かを導き出し、学ぶことが出来たならば幸いである。そして、最後にそれらを踏まえて、日本のメディアの将来のために、いま何をすべきなのかについて考えてみたい。

2. 民主主義についての逆説的見解

チョムスキーは、メディアを考察する前提として、メディアが存在し活動する民主主義社会そのものに目を向ける。そして、つぎのように主張する。すなわち、民主主義社会という用語には対立する二つの異なった概念が含まれている。一つは、一般大衆が自分自身の問題を処理することに意味のある方法で参加する手段を持ち、情報伝達の手段が広く開かれ、自由である社会ということである。これは、ほぼ辞書的な定義といえる（いわば、“民主主義についての辞書的見解”）。これに対して、もう一つは、一般大衆は自分自身の問題を処理することから締め出され、情報伝達の手段が狭くかつ厳格にコントロールされ続けている社会ということである。後者の民主主義社会の概念は奇妙に聞こえるかもしれないが、むしろこちらの概念の方が広く行き渡っていることを理解すべきだ（いわば、“民主主義についての逆説的見解”⁽²⁾）。実際にこのような考え方は現在行われているのみならず、これまで長らく行われてきているし、理論的にも承認されている。チョムスキーはこのように述べた後、それを歴史的に論証することを試みる。すなわち、この概念には17世紀のイギリスにおける最初の

現代民主主義革命にまで遡り得る長い歴史がある [Chomsky 2004a: 5]。この点、市民革命は、地主や商人を代表する議会派と、その他の特権階級を代表する王党派とが対立し、それと同時に、両陣営に反対して既存の権威に異議を唱え始めた一般市民の騒乱も発生し、非常に複雑なものであった。過激な一般市民は、当時登場したばかりの印刷機を使用して人びとを扇動する書物を出版し、両派の特権階級を不安に陥れた。17世紀の歴史家は、急進的に民主主義を要求する一般市民を「彼らの影響で人びとは詮索したがかり、増長し、規則に従う謙虚さを失ってしまうだろう」と批判した。また、イギリス本国からの独立を勝ち取ったアメリカ建国の父の一人も「この国を所有する者たちがこの国を統治すべきである」と主張した。これらの考えの根底には、「民主主義はエリート層のものであり、無知な大衆は管理されるべき存在である」という当時広範に浸透していた認識が存在しているのは明らかである。かかる認識は現代においても、公言こそしないもののエリート層の間では一般的、普遍的なものであり、むしろ彼らの本音と言えるのである [Chomsky 2002: 9-10]。

チョムスキーが言いたいことは要するに、民主主義というものは常に一般大衆の多数意見に従わなければならないというものでは決してなく、時には情報操作を使って一般大衆を教導し、その多数意見に反する政策を採ることも場合によっては許されるということだと理解するが、その限度では全くその通りであろう。すなわち、日本における小中学校の社会科の教科書で教えられる民主主義は、みんなで話し合ってみんなで決めれば良い結論になるという素朴な

民主主義観である。具体的には、構成員全員で許される限りの時間をかけて討論し、最後は多数決で決め、全員がそれに従うべきというものである。例えば、クラスの学級委員を決めるのも、遠足の行き先を決めるのも、通常、この方法が採用される。それと同時に、民主主義には直接民主主義と間接民主主義という二類型があり、日本の政治は基本的に間接民主主義で行われていることを学ぶ。そこで子供たちは大抵、「なぜ直接民主主義をとり、みんなで話し合ってみなで決めないのだろうか」と疑問に思う。もしそれを先生に問えば、「日本人は1億3千万人もいるのだから、それは無理です」と教えられ、子供たちは納得してしまう。日本の政治が直接民主主義ではなく間接民主主義で行われている真の理由は、高校でも明確に教えられることは少なく、通常、大学の憲法の時問まで待たなければならないが、その真の理由こそまさにチョムスキーの説く“民主主義についての逆説的見解”であろう。確かにチョムスキーの表現には行き過ぎた面があることは否定できないものの、真理の一面をついている。決してみんなで話し合ってみなで決めたからといって良い結論になるとは限らない。例えば、10人の愚者で決めるよりも3人の賢者で決めた方が良い結論に到達する場合も多いであろう。そこで、政治について精通しているであろうエリート（選良）をみんなで選抜き、政治的決定は基本的に彼らに委ねるのである。その方が基本的に政治運営は上手くいくであろうというのが、間接民主主義が採用されている理由であろう。よって、たとえ一般大衆の大多数が反対であっても議員の過半数で決めた政策は、基本的に実行してよいのである。例えば、いくら沖縄

県民が反対しようとも、国会議員の過半数が沖縄の米軍基地の有用性を認め、それを必要と判断するならば、基地を存置することは許されるのである。チョムスキーは、民主主義にはそのような面もあることを辛辣な表現を使って主張しているであろう。その意味で「民主主義はエリート層のもの」という表現も一面では決して誤りとは言えまい⁽³⁾。インターネットが発達した現代社会では、直接民主主義を採用し、インターネットを通じて全国民が直接討論して電子投票の多数決で基本的な政治的決定を行うことは十分に可能であるが、それは原理的に妥当ではないのである。この点については、少なくとも高校の社会科で明確に教えることが、より深い民主主義の定着に資するであろう。メディアを考察するにあたって、民主主義についての逆説的見解の言わんとするところは、十分に踏まえる必要があろう。

3. 傍観者民主主義

また、チョムスキーは、現代社会におけるメディアの役割を考える際のキー・ワードの一つとして傍観者民主主義（“Spectator Democracy”）という概念を紹介している。この概念は、通常主張されている民主主義観とは大きく異なり、とても刺激的なものである。すなわち、一般大衆は公益というものを理解することができない。それを理解し実現できるのは、十分に知的であり責任感がある少数の特別なエリート階級だけである。エリート階級が愚かな一般大衆を彼らの理解の及ばない世界へと導くのである。一般大衆はいわば“迷える群れ”なのである。民主主義における彼らの役目は、行動に参加することではなく、傍観者・見物人となることで

ある。ただし、全体主義国家ではなく民主主義国家であるがゆえに、誰を自らのリーダーにしたいかを表明することのみは許されており、通常それは選挙と呼ばれている。このような民主主義観はつぎのような論理を前提にしている。そもそも一般大衆はあまりに愚かなので物事を理解できない。また、理性はとても狭く制限された技術であり、ほんの一握りの人びとだけがそれを持ち、ほとんどの人びとは感情と衝動のみによって導かれ動いている。チョムスキーは、このような民主主義観が現代政治学の本質的部分となったと述べている [Chomsky 2002: 14-21]。

確かにこのようなチョムスキーの表現は過激であり、直截的に過ぎるのは明白である。そのため、チョムスキー理論に対しては、一面的に過ぎるとか、偏見に満ちているなどの辛辣な批判が加えられ続けている。チョムスキーはそんな批判が来ることは百も承知でかかる行き過ぎた表現をあえて採っているのであろうが、この理論が通説的な地位を占めるためには、やはりもっと表現に配慮し、万人の理解を得る努力が必要であろう。しかし、そのような難点にもかかわらず、チョムスキーの説く傍観者民主主義という概念はなお真理の一面をつくものと評しうる。というのも、チョムスキーが主張しているような民主主義観は、憲法学における国民主権の理解の中にも現に存在しているのである。すなわち、憲法学の分野では、国民主権の具体的意義を考えるにあたり、フランス革命期(1789年～)のフランスで提唱された、ナション(nation)主権とプープル(peuple)主権という二つの国民主権概念を活用するのが通例である [松井 2007: 128-137]。前者のナション主

権とは、国民主権の「国民」を抽象的・観念的統一体としての全国民と考え、それ自体として具体的な意思・活動能力を備えた存在とは見ない。よって、政治制度としては間接(代表)民主制が帰結され、国民主権は単に国家統治の正当性の根拠に過ぎないことになる。例としては、フランスの1791年憲法が挙げられる。これに対して、後者のプープル主権とは、国民主権の「国民」を人民(具体的には、有権者団)と考え、それ自体として活動能力を備えた具象的に把握できる存在と見る。よって、政治制度としては直接民主制が帰結され、国民主権は国民による直接統治をも是認することになる。例としては、フランス人権宣言(1789年)やフランスの1793年憲法が挙げられる⁽⁴⁾。そして、日本の憲法学では国民主権を前者のナション主権を中心に理解するのが伝統的な通説であり、それは現在でも同様なのである⁽⁵⁾。とすれば、「国民」には、生まれたての赤子や植物状態に陥った脳死者、精神に重篤な疾患のある者などを含め、およそ全ての国民が含まれることになり、そもそも具体的に適切な政治的意思決定をなす存在ではなく、まさに「国民」はチョムスキーの説くとき“迷える群れ”なのである⁽⁶⁾。また、自分を含めた個々人を現実的に観察しても、大半は日々の生活に追われ、自己本位で生きている。公益の実現よりも私益の最大化が行動基準になっているのが実際であろう。そもそも戦後の民主主義教育自体が“滅私奉公”を軽視し、個人の権利を最優先することを教えるものだったのである。一般大衆が公益というものを十分に理解し、私益よりも公益を優先させて行動することは、チョムスキーの言うように不可能ではないであろうが、残念ながら実際には

かなり困難な事ではなからうか⁽⁷⁾。そこで、憲法学においては、“純粹代表”という代表観が提唱され、伝統的通説となっている。この点、純粹代表とは、議員は選挙で選ばれた以上は選挙区や選出母体に拘束されずに政治的行動ができ、しかも自己の信念に従って自由に表決に参加することが許され（いわゆる自由委任の原則）、そのことについて法的責任を追及されることはないという考え方をいう。憲法上の根拠としては、通常、憲法43条1項や51条が挙げられている。この考え方の根底には、一般大衆が公益を理解し、それに従って行動することの困難性があることは紛れもない事実であろう⁽⁸⁾。すなわち、一般大衆は公益を理解し、それに従って行動することが困難であるゆえ、それを理解しその実現を目指して行動しうる、十分知的かつ責任感がある少数の特別なエリート（選良）を議員として選ぶために選挙を実施する。自らでは公益を十分に理解し難い一般大衆であっても、誰がその能力・資質を有するかという程度のことは判断しうるのである⁽⁹⁾。そのようにして自らの代表者を選択し、政治的決定を委ねた以上、政治は基本的にはエリート（選良）が行うものであり、一般大衆の役目は、政治的行動に直接参加することではない。まさにチョムスキーが主張するように第一次的には政治についての“傍観者・見物人”となることなのである⁽¹⁰⁾。確かに、憲法学の分野では、純粹代表の代表観を貫くと民意を無視した政治が行われる危険性が高いとして、議員は現実に民意を反映すべきことも憲法上要請されていると考える代表観（いわゆる半代表の代表観）が有力に主張され、むしろこちらの考え方が近時では通説的見解となりつつある⁽¹¹⁾。また、憲法

自体も、民意を直接的に政治に反映させるべく最高裁判所裁判官の国民審査（79条）や地方自治特別法の住民投票（95条）、憲法改正の国民投票（96条）等の直接民主主義的制度を採用している。しかし、あくまでベースは、ナシオン主権であり純粹代表であることには何ら変わりはないのである。その意味で、チョムスキーの理論を極論であるとして否定し去ることは決して妥当ではない。かかる国民主権の理解や代表観についても、少なくとも高校の社会科で明確に教えることが、より深い民主主義の定着に資するであろう。

4. メディアの役割—合意の捏造

かかる民主主義観を前提にしてチョムスキーは、つぎのごときメディアの役割を導く。すなわち、17世紀のイギリスにおける最初の近代民主主義革命以来、一般大衆が真面目な事柄（例えば、政治的問題）を邪魔しないように保証するための手段が発見されなければならないということが知的論説の共通のテーマとなってきた。例えば、現代アメリカ・ジャーナリズムの雄であり、また非常な敬意を集めた進歩的な民主主義理論家であったウォルター・リップマンは、誰にも劣らず明瞭に、その基本思想を表現している。すなわち、大衆は身の程を思い知らされなければならず、それにより特権階級たる一部の支配者は、当惑した群れ同然の大衆による踏みつけや大声から解放されて活動することができるのだ。もし力によっては大衆を服従させられないのであれば、その時は彼らの思想が効果的にコントロールされなければならない。強制的な力を欠く権力は、基本的な目的を達成するためには、大衆に対する教化と吹聴に向か

わざるを得ない。情報を入手し理解する能力がある、責任ある公的立場にたつ支配者は、無知蒙昧かつおせっかいな部外者で、本質的に問題を処理する能力が欠如した一般大衆から保護されるべきなのである。また、コミュニケーション理論を政治学の分野で確立したハロルド・ラズウェルは、一般大衆の利害を最も良く判断しうるのは一般大衆自身であるという民主主義的な思い込みに屈してはならない旨を主張している [Chomsky 2004b: 79-81]。そこで、迷える群れを飼いなすための何かが必要であり、その何かが民主主義という技術における新たな革命とも言える“合意の捏造 (Manufacturing Consent), あるいは必要な幻想 (Necessary Illusion)”なのである⁽¹²⁾。この合意の捏造とは、プロパガンダ (組織的宣伝) の新しいテクニックによって一般大衆が当初は望んでいなかった事柄について過半数の同意をもたらすことである。この点、傍観者民主主義の下ではプロパガンダのテクニックが極めて重要となるが、プロパガンダのプロがまさにマス・メディアなのであるから、現代では良い意味でも悪い意味でもマス・メディアが目ざざるを得ないのである。そして、チョムスキーは、メディアの役割として、メディア・大企業・政府という産軍複合体を背景に政府にとって都合のよい国民的合意をでっちあげることにより、専制支配を実現することを挙げ、つぎのように述べる。すなわち、20世紀初頭のウッドロー・ウィルソン大統領の時代から現在に至るまで、メディアや大企業と結託した支配階層が一般大衆の目から真実を隠し、世論をコントロールする手法は、巧妙に構築されてきた。そして、このような現代政治におけるメディアの役割に目を向けてみれ

ば、我われの住む世界の真の姿が垣間見えてくる [Chomsky 2002: 14-21]。チョムスキーは、かかる合意の捏造がメディアの最大の役割であると主張しているのである。

以上のようにチョムスキーは、いわば左翼的立場から、その世論操作が右翼的な国家主義的専制支配に加担しているとマス・メディアを批判するが、これと論理的に全く同じ主張は対極的な右翼的立場からも為されている。すなわち、一部の右翼的立場の人びとは、マス・メディアは国民にリベラル思想を植え付けるために世論操作をしており、これは左翼の陰謀であるとマス・メディアを非難している。さらに、これらのメディア批判に対して、マス・メディアによって世論が操作されているという両者の主張自体が国民の知性に対する侮辱であり、そのような操作は実際上ありえないという意見もある。マス・メディアの情報操作が現実にあるのか否かは、従来より盛んに議論されてきた問題であるが、非常に判断の難しい問題である。そもそも何をもって情報を操作したと認定するのか自体がかなり曖昧、不明確なのである。それは、各マス・メディアが持つとされる、いわゆる“編集権”と関係している。編集権とは、外部の圧力を排除して新聞や電波に何をどのようにのせるかを自ら判断する権利のことであり、通常、対外的には“編集権の独立”として主張されているものである。マス・メディアは世界中に張り巡らせた情報網を使い、個人とは比較にならないほど膨大な情報を入手するが、紙面や放送時間には当然限りがあるから、まずのせるべき情報を選別しなければならない。さらに、のせるべきと判断した情報をどのようにのせるべきかを判断しなければならない。すな

わち、第一面か社会面か経済面か、大見出しか中見出しか小見出しか、何文字にするか等。また、トップ・ニュースにするか、現場映像やテロップを入れるか、何秒のニュースにするか等。確かに各マス・メディアは中立・公平を旨としてこの作業を行うのかもしれないが、しかしその作業には必然的に各マス・メディアの意思や思想、嗜好等が反映されざるをえないのである。さらに新聞には社説、テレビにはキャスターやコメンテーターの論評なども入ることから、各マス・メディアの指向する方向はより一層、明らかとなる。日本の各マス・メディアがそれぞれ保守と革新のどちらの思想傾向を持つかがある程度、周知の事実となっているのはむしろ当然のことなのである。もしそれをも情報操作と呼ぶならば、マス・メディアの世論操作は明確に存在していると言わざるをえないであろう。チョムスキーが主張するごとく、政府にとって都合のよい国民的合意をでっちあげることにより、産軍複合体による専制支配を実現することがマス・メディアの最大の役割であるとまでは決して言えないにしても、現体制維持のためにマス・メディアが情報を管理して世論を操作せんとすることは、その成否は別にして、現実にはありうることであり得ると考える。しかし、チョムスキーの見解は、保守・反動的な立場からの情報操作を過度に強調している点で、あまりに一面的な見方に過ぎるとの批判を免れることは出来ないであろう。マス・メディアが、現政権打倒という革新的な立場から情報を管理して世論を操作することも同様にありうるからである⁽¹³⁾。ただし、この点は、メディア・大企業・政府の三者による専制支配実現のためにマス・メディアが世論操作をした場合の

高度の危険性を特に国民に喚起する趣旨と解することも出来よう。そして、前述したマス・メディアの編集権については、今後ますますその重要性を高めるであろうことが予想される。すなわち、現代のインターネット社会においては、誰でもが容易に膨大な情報を瞬時に受け取り、かつ自らの所有する情報を発信できるようになり（いわゆる情報通信革命）、そのことは社会の仕組みや個人の日常生活を大きく変えてきた。これはマス・メディアも例外ではなく、インターネットと同様に情報を取り扱う媒体であることから、インターネット社会の強い影響を受けている。旧来のマス・メディアは、インターネットの流行に押され、今後は下り坂と予想され、その存在意義さえ問われているのが現実であろう。例えば、紙の新聞は近いうちに消えてなくなるだろうと予想する者も多い。しかし、筆者は、この編集権こそが旧来のマス・メディア復活の鍵と見ている。というのも、確かにインターネットを利用すれば誰でも容易に膨大な情報を瞬時に送受信できるが、その情報の大半は無署名・匿名の単なる意見や感想、つぶやきであり、その内容の信憑性も疑わしいものが多い。そのような無数の情報群の中から、信頼性があり真に知る価値のある情報をしかも短時間に選別することは、個人では至難の業であろう。それが出来るのはまさに旧来のマス・メディアなのである。今後マス・メディアは、その編集能力を十二分に発揮して、いかにして単なる情報を“美味しくて栄養のある”ニュースに“料理”できるかが勝負となろう。いわば“情報の料理人”となることがマス・メディアの生き残りの道なのではなかろうか。

5. プロパガンダ・モデル

チョムスキーは、いわゆる“プロパガンダ・モデル (a propaganda model)”という暗黙の情報統制システムがアメリカには存在していると主張している。すなわち、プロパガンダ・モデルとは、富と権力の不平等と、それがマス・メディアの利益や選択に与えている多層的な影響に焦点をあてた理論である。チョムスキーによれば、具体的にはプロパガンダ・モデルは、つぎの五つのフィルターによって構成されている。まず、①マス・メディアの規模が大きくなると、それを支配し所有する者は富裕層となり、相当な資金力が要求される。よって、必然的に収益性を重視せざるを得ない。②マス・メディアの主要な収入源は広告であるから、広告主（その多くは、通常、支配的私企業）がマス・メディアの事実上の認可権を握る。③政府や支配的私企業は、マス・メディアに日々のニュースの素材を提供する主要な情報源となる。これにより、マス・メディアは安定的かつ計画的なニュースの発信が可能となる。④批判の集中砲火を受けると、広告主が撤退してしまうので、マス・メディアとしては何としても避けなければならない。よって、マス・メディアは、集中砲火の仕掛人を優遇する。とりわけ政府は、批判の集中砲火の主要なプロデューサーであり、そのため、通常、マス・メディアは政府の機嫌を損ねるような報道を慎むことになる。⑤反共産主義は絶対善である。反共姿勢が足りないとして、国家背信の汚名を着るくらいなら口を閉ざした方がいい⁽¹⁴⁾。以上の五つのフィルターによって、実際に報道されるニュースの範囲は狭められる。その結果、マス・メディアは、金

と権力（具体的には、政府や支配的私企業）が報道するに適すと判断したニュースを選別して反対意見は無視し、一般大衆には政府や支配的私企業のメッセージを伝えて、彼らの利益を擁護する [Chomsky & Herman 2002: 31-35]。そして、チョムスキーは、アメリカにおいてかかるプロパガンダ・モデルが通用している理由として、つぎの諸点を挙げている。すなわち、①我われには、自分自身のみならず自国の公的機関や指導者のことをよく思いたいという強い望み、いわば原初的な愛国心がある。すなわち、我われは個人的生活においては自分自身を基本的に善良で礼儀正しいと見ている。それと同様、自国の公的機関も善良で礼儀正しいに違いないと見てしまう⁽¹⁵⁾。②アメリカの公的機関を批判的に分析しようとしたならば、自然科学の世界で要求されているような厳密な論証が要求される。すなわち、信用できる証拠を用意し、厳密な議論を構築するとともに、多くの文書を提出するために、必死にならなければならない。しかし、前述のプロパガンダ・モデルに唯々諾々と従っている限り、そのような苦労は不要となる。そのような苦労を好き好んでしたがる者は少ないのである。③ジャーナリストやコメンテーターは、余計な詮索をしない限りは、基本的な情報源（すなわち、政府や支配的私企業など）からもたらされる情報（公式発表の場合もあれば、リークの場合もある）を報道することによって、どうにかやっていくことが出来るし、名声を獲得することも夢ではない。しかし、それはプロパガンダ・モデルに従っていればこそ話なのである。④メディアの技術的構造も、ジャーナリストたちにプロパガンダ・モデルに従うことを余儀なくさせている。

すなわち、厳しい時間的制約（放送メディア、例えばテレビの場合）や、あるいは字数的制約（印刷メディア、例えば新聞の場合）の下では、事実を積み重ねた議論を展開して旧弊に挑戦することは、馬鹿げたことでさえあるのだ。⁽¹⁶⁾ [Chomsky & Herman 2002: 305]。

マス・メディアは、日本のNHK（日本放送協会）やイギリスのBBC（英国放送協会）等の公共放送、アメリカのボイス・オブ・アメリカ（VOA）やロシアの「ロシアの声」等の国営放送、あるいは中国の中国新聞等の国営新聞など、一部の例外を除き、その大半は広告収入によって運営される私企業の形態をとっている。よって、テレビにはコマーシャルが流れ、新聞には営利広告が掲載される。我われはそれを当然のこととして受け入れ、何ら不思議に思うことはない。そして、マス・メディアの規模が大きくなればなるほど、その経営に莫大な資金が必要であることから、収益性を重視せざるをえず、市場原理を無視し得なくなる。この点、既存のマス・メディアの中には、アメリカのリーマン・ショック以来の世界的経済不況とインターネットに読者・視聴者・広告主を奪われたことによる収益の激減により、経済的な苦境に立たされているところも多いという。例えば、アメリカでは近時、日々のニュースはパソコンや携帯電話のインターネットで知る人びとが増加し、特にテレビの報道番組で視聴者の落ち込みが激しく、もともと人手と資金がかかる報道部門で大規模なリストラが実行されている。なかには、報道部門を閉鎖したテレビ局すらあるという。また、アメリカにおいては新聞、とりわけ地方新聞の廃刊が続出し、それが地域コミュニティの崩壊を招いているという。

かかる状況においては、マス・メディアの収益性重視はより高まらざるをえない。確かに、反権力を標榜し現政権や大資本家を批判・揶揄することにより、読者や広告主を獲得し収益を上げるという方法も存在するが、通常は逆に資金力のある政治家や資本家におもねる場合の方が多であろう。その結果、マス・メディアは、巨額の広告費を支払ってくれるスポンサーの不祥事を見て見ぬふりをして報道をしなかったり、広告主が撤退することを恐れて過激な政府批判を避けるようになる。また、通常、政府の政策には素直に従っていた方が収益性は高いであろう。その意味で、チョムスキーの主張する広告主（支配的私企業）がマス・メディアの事実上の認可権を握ってしまうという事態も十分にありうることである。一例を挙げるならば、2000年から翌年にかけて大手A新聞社が発行する週刊誌『週刊A』が、当時社会的にスキャンダルを指摘されつつあった大手消費者金融T社から5,000万円もの「編集協力費」を受け取って「世界の家族」と題するルポルタージュ記事を50数回にわたって連載していたことが問題になったことがある。通常このような記事は、本来の記事とは異なるいわゆる記事広告として、「編集協力」あるいは「PRのページ」などと紙面に明示した上で、T社のクレジットタイトルを入れるべきであるにもかかわらずA社はそれをしなかった。そのことが、A社はT社のスキャンダルを書かないことのいわば見返りとして当該記事を掲載し、5,000万円もの「編集協力費」を受け取ったのではないかが指摘されたのである。A社は単なるミスであると弁明し、この問題は一応の決着をみたが、真実はなお不明のままである。確かに、マス・メディア

が広告費欲しさに社会的不正を見過ごすことは決して違法行為ではなからうが、マス・メディアに対する国民の期待を大きく裏切ることになろう。さらに、チョムスキーの主張しているように、政府や支配的私企業は、マス・メディアの主要な情報源となる。特に日本では主要な行政官庁にはいわゆる記者クラブがあり、メディア各社は同一の情報源を使い記事を作りコメントをすり合わせるが行われており、それが安定的かつ計画的なニュースの発信を可能としている。政府や大企業が記者会見で発表した情報をそのまま報道している限り責任を問われることはなく、どうにかやっつけける。取材に手を抜くことも出来る。かかる状況の下では、政府や大企業などの権力に立ち向かおうとするマス・メディアの気概はますます萎えてしまうであろう。権力に立ち向かうことには、確たる証拠に基づく重い立証責任が伴うし、身の危険もある。また、多額の経費も必要となり、相当の根気も要るであろう。そのような苦勞を好き好んでしたがる者は少ないというチョムスキーの主張はある意味で事実であろう。アメリカのマス・メディアと全体主義国家のマス・メディアとの違いは、チョムスキーによれば、アメリカでは①熱心な討論や批評、異論反論が許容されるのみならず奨励されさえすることと、②マス・メディアは心理的にも、物理的にも権力から何らの強制を受けていないことである。にもかかわらず、“マス・メディアの収益性”を主要根拠にしたプロパガンダ・モデルという暗黙のシステムのために、マス・メディアの自由意思で制度的に情報統制が行われるとされる [Chomsky & Herman 2002: 302-303]。確かにチョムスキー理論の粗を探して批判しようと思

えば容易であり、批判は尽きないであろうが、真理の一面を的確に捉えていると言うことは可能であろう。

6. メディアの最大の犯罪—武力攻撃への加担

チョムスキーは、マス・メディアが武力攻撃や戦争に加担してきた歴史的事実をつぎのように説明している。すなわち、ある国家が他国への武力攻撃を実行しようとするときには、その国家のプロパガンダ・システムが国家の行動を正当化し、また、受け入れられやすい口実を作出するために国家の真の意図を隠蔽する責任を負う [Chomsky 2004b: 9]。また、かかる暗黙裡に張りめぐらされた宣伝システムは戦争の正当化にも最大の威力を発揮する。近時の湾岸戦争 (1991 [平成3] 年) やアフガニスタン戦争 (2001 [平成13] 年)、イラク戦争 (2003 [平成15] 年) もその例外ではない。この点、メディア・大企業・政府という産軍複合体が、現代において最初にプロパガンダを行ったのは、前述したように20世紀初頭のウッドロー・ウィルソン大統領の政権下である。ウッドロー・ウィルソンは、第一次世界大戦の真っ只中の1916年に大統領に選出されたのだが、当時の一般大衆は極度に平和的であり、アメリカがヨーロッパの戦争に参加する理由はないと考えていた。しかし、実際には、ウィルソン政権はその戦争に関わっており、何らかの世論対策が必要であると考へた。そこで、政府はクリール委員会という官製の組織宣伝委員会を設立し、わずか6ヶ月以内で、平和的な一般大衆をヒステリックで主戦的な一般大衆に変えることに成功した。彼らは、ドイツのあらゆるものを破壊したい、ドイ

ッ人を八つ裂きにしたい、世界を救うために戦争に行きたいと考えた。それを強力に支援したのがメディアと大企業であり、むしろ実際には両者がこの仕事を組織し、推進したのであり、概して大成功であった [Chomsky 2002: 11-12]。さらに、例えば湾岸戦争（1991 [平成3] 年）の際、アメリカ国民は、「違法な占領や人権の侵害には武力によって対抗するべきだという原則」は厳守されなければならないので、アメリカはイラクやクウェートに対して武力を使用しているのだと信じていた。そして、多くのアメリカ国民は自国のイラクに対する武力攻撃を支持した。しかし、これは戦争をする理由には全くなならない。そもそもアメリカにはそんな原則はないのだから。例えば、イスラエルが国連安全保障理事会の決議に従うことを拒否し、決議違反を犯しつつ、1978（昭和53）年以來、武力によって南レバノンに占領していることに対して、アメリカは武力攻撃をしたのだろうか？ あるいは、レーガンとブッシュの政権の間だけでも、南アフリカ共和国が周辺諸国の約150万人を殺害したことに対して、アメリカは武力攻撃をしたのだろうか？ いずれも否である。当時、このような反論をしたマス・メディアは皆無であった。さらに、アメリカがイラクを攻撃する直前、イラクは国連安全保障理事会がアラブ・イスラエル紛争と大量破壊兵器問題を熟慮・検討することと引き換えに、全面的にクウェートから撤退することを申し出ていたものであり、このことはアメリカ政府高官によって発表されていた。このことがマス・メディアによって大々的にアメリカ国民に知らされていたならば、状況は大きく変わっていたであろう。しかし、当時そのことは、ほとんど報道されることはなかったのであ

る。戦争をしなければならない理由など何一つないことは、十代の若者でも、多少の分別さえあれば理解できたことであった。マス・メディアが湾岸戦争において好戦的世論の形成に果たした役割は極めて大きく、その責任が厳しく問われなければならない [Chomsky 2002: 53-61]。

“戦争と冤罪は国家の犯罪である”という言葉があるように、戦争と冤罪は国家が個人の基本的人権を侵す典型的場合であろう⁽¹⁷⁾。とりわけ戦争は個人を苦しめるだけではなく、国土を荒廃させ、国家の存立自体を脅かすものである。確かに、命がけて終始一貫して戦争反対を貫いたマス・メディアも過去に存在したが⁽¹⁸⁾、戦争の発生にマス・メディアがたびたび加担してきたのは紛れもない歴史的事実なのである。チョムスキーはアメリカの事例を挙げているが、日本においても太平洋戦争時は、全てのマス・メディアは国家統制の下に置かれ、“大本营発表”以外の報道は厳しく制限された。この場合には、マス・メディアはその意思に反して戦争に加担することを強制されたのである。しかし、ここでチョムスキーが問題にしているのはこのようなケースではない。チョムスキーが問題にしているのは、マス・メディアがとりわけ国家により戦争協力を強制された訳ではないのに自らの“自由意志”で戦争に加担している点である。さらに、その手段も国民に対して積極的に詐術や強迫を弄しているのではなく、単に報道すべき事実や論評を報道しないという“沈黙”をしているだけなのである。そこに現代におけるマス・メディアの戦争加担の特徴がある。チョムスキーによれば、例えば湾岸戦争時アメリカがイラクを攻撃する前に、アメリカのマス・メディアは、①イスラエルが武力

によって南レバノンを占領していても、あるいは、南アフリカ共和国が周辺諸国の約150万人を殺害したとしても、アメリカは武力攻撃をしなかったのだから、たとえイラクがクウェートに侵攻したとしても直ちにアメリカが武力攻撃をする理由とはならないこと、また、②イラクは国連安全保障理事会がアラブ・イスラエル紛争と大量破壊兵器問題を熟慮・検討することと引き換えに、全面的にクウェートから撤退することを申し出ていることを大々的に報道すべきであったのである。しかし、アメリカのマス・メディアの大半はそれをせず、沈黙によって国家の戦争遂行に加担したのである。マス・メディアが報道しないことは、国民の間では原則的に存在しないことと扱われてしまう。この点は、たとえいくらインターネットが発達しても基本的には変わらないであろう。前述したように、インターネットを通じ個人が入手しうるのは、無署名・匿名の単なる意見や感想、つぶやき等の信憑性も疑わしい無数の情報群だからである。そのような無数の情報群の中から、信頼性があり価値のある戦争情報をしかも短時間に選別し理解することは、個人ではほぼ不可能であろう。そして、最大の問題点は、前述のごとく、基本的に私企業であるマス・メディアは編集権を有し何を報道するか否かを選別する権利を持つことから、沈黙をもって戦争に加担することは何ら違法ではないことである。さらに、営利性の追求のため市場原理を無視できないマス・メディアは、戦争を遂行せんとする政府や支配的私企業（例、軍需産業）等の権力側に自らの意思で加担してしまう傾向があることである。チョムスキーは、アメリカにおいてはその構造が既に一つの暗黙のシステムになっている

として、後述するように抜本的なメディア改革を主張しているのである。この点は、日本においても、2004（平成16）年1月から2006（平成18）年7月までの約2年半、イラク復興支援として日本の陸上自衛隊がイラクのサマワに駐留し活動したが、現地で隊員たちが実際にどのような地域でどのような装備の下、どのような活動を行っていたのかについては、当時、国内のマス・メディアではほとんど報道されることはなかったし、現在でも隊員の生の声が報道されることは皆無である。その活動如何では、憲法9条違反が生じうる重大問題であり、また、2008（平成20）年4月17日の名古屋高等裁判所の判決において、傍論としてではあるが、イラクに派遣された航空自衛隊が多国籍軍兵士をバグダットに輸送していたことにつき、憲法9条に違反する活動を含んでいると指摘されたことに鑑みても、その詳細な検証が不可欠と解されるが、それがなされる気配は全くない。その検証が出来るのは、膨大な情報と世界的な組織力を持つ巨大マス・メディア以外にはありえないのである。この点は、まさにチョムスキーの言う沈黙による戦争加担の可能性を否定しえないであろう。

7. 我われの採るべき道

チョムスキーは、どのようにテロに対処すべきかについて、つぎのように主張している。すなわち、我われに対して向けられた他者のテロについて、脅威をエスカレートさせるのではなく減少させたいと思うならば、過激な暴力で反応して暴力の連鎖を生み、復讐の叫び声を招くような更なる虐殺行為を起す道は採られるべきではない。むしろ犯罪者を逮捕するのが先決

であり、また、犯罪者がテロという手段に訴えた背後に横たわる原因に対処するための努力がなされるべきである。路上強盗であれ、テロのごとき大規模な虐殺行為であれ、ほとんど全ての犯罪にはいくつかの原因があり、我われは通常その中で対処すべき重要な原因があるのを発見するのである。その際、犯罪の証拠が要求されるべきであり、少なくとも最低限、国際法が遵守されるべきである。また、安全保障理事会の支援の下、国連憲章の枠組みの中で行動しなければならない。更なる虐殺行為の可能性を減らしたいならば、この道がとられなければならない。例えば、2001（平成13）年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件の直後、『ニューヨーク・タイムズ』紙は、「戦争開始を促すドラムの響きは、ニューヨークの通りではほとんど聞くことは出来ない。平和を希求する声が報復の要求より数の上ではずっと多い。それは、虐殺行為の犠牲者を弔う、喪失と悲しみの屋外記念碑の現場でも同様である」と報じていた。国民の大多数は、もし加害者を発見しうるならば逮捕し処罰したいと望んでいたのである。盲目的に他国を襲撃し、多数の無実の人びとを殺害することには反対であった。アフガニスタンを攻撃すれば、すでに数百万人が餓死寸前の国で、さらに膨大な数の無辜の死者が発生する。アフガニスタン人の多くもタリバン勢力の被害者であることを決して忘れてはならない。しかし、このような論調のマス・メディアは、『ニューヨーク・タイムズ』紙が一部で報じた以外にはほとんどなかった。暴力による反応を一致結束して求めるドラムの響きばかりであった。その結果、アメリカ・イギリスを中心としてアフガニスタン攻撃が開始され、実際に多くのアフガ

ニスタン人が犠牲となったのは周知の事実なのである。そして、チョムスキーは、メディアの今後についても悲観的な立場に立っている。すなわち、アメリカは冷戦の終結により、“ソ連の脅威”を海外侵略や軍備増強の口実として利用することが出来なくなったが、その代わりとして登場したのが、“第三世界への核拡散防止”や“麻薬との戦争”である。例えば、麻薬は海外侵略の口実として使えるだけでなく、アメリカ国内の第三世界の抑圧の口実としても使える。そして、マス・メディアがその論理の飛躍を追及することは、これまででなかったし、また、今後ともその見込みはないであろう [Chomsky 2004b: 34-35]。しかし、だからといって決して今のままでよいはずはなく、チョムスキーはつぎのような提言も忘れてはいない。とりわけ公共のラジオやテレビは、レーガン政権下において重大なダメージを受けたにもかかわらず、前衛的なメディアの代表であり、プロパガンダ・モデルに対抗するためには、その蘇生と改善が大きな課題となる。公共の電波が着々と商業化されていくことに対しては、強硬に反対するべきである。長期的視点に立てば、民主的政治秩序を確立するためには、メディアのコントロールとメディアへのアクセスがより大幅に拡大することが必要である。それらを実現する方法を真剣に議論し、抜本的なメディア改革を政治日程に組み入れることには、政治改革の課題における高い優先順位が与えられるべきである。また、自由で独立したメディアを期待するならば、我われ自身が行動しなければならない。すなわち、地域や職場でグループを組織して自己啓発し、さらにそれらをネットワーク化して積極的に活動するべきである。そのことが我われ

の社会生活を民主化し、何らかの意義のある社会変革をもたらすための基本的要素であることは、今も昔も変わりがないとチョムスキーは主張している [Chomsky & Herman 2002: 307]。

日本が万一、テロ攻撃を受けた場合に採るべき道は、アメリカ政府が採用した暴力の連鎖を生み、更なる虐殺行為を起こす道ではなく、チョムスキーの主張するテロの原因を究明しそれに対処するための努力を継続する道である。具体的には、犯罪者の逮捕と犯罪の証拠確保が最優先されるべきであり、その際には、少なくとも最低限、国際法が遵守されるべきである。また、安全保障理事会や国連憲章の枠組みの中で行動しなければならない。国家間で対立が生じた場合、戦争をなくすためには、対立する国家の市民どうしが“戦争反対”のもと、草の根で連携し団結することである。その運動を主導できるのは、否、主導しなければならないのは、両国のマス・メディアであろう。かかる立場からすれば、アメリカ同時多発テロ事件の際には、アメリカのマス・メディアは、沈黙により戦争に加担するのではなく、アメリカ人とタリバンやアルカイダの被害者・アフガニスタン人との橋渡しをして、一致団結して戦争に反対し、このような戦争以外の解決策を模索すべきであったのである。とりわけ日本には憲法9条（永久平和主義）があるのだから、かかる場合には、マス・メディアには戦争や武力行使に反対する道義的義務があらう。この点、理論的には、国家にも比肩しうる社会的権力を持つ巨大マス・メディアには、憲法9条が直接適用されると解することも出来よう⁽¹⁹⁾。マス・メディアの沈黙による戦争加担に対しては、それを防止する何らかの手立てが必要であらう。例えば、戦争情

報については、マス・メディアに対してその所有する情報の積極的な開示・報道義務を課すとか、あるいは、国民に対して基本的人権としての反論権やアクセス権を認めることが考えられよう⁽²⁰⁾。チョムスキーの主張するように、営利性や市場主義・商業主義に支配されない公共のラジオやテレビ（公共放送）は、前衛的なメディアの代表として真に国民の利益に適った報道ができる可能性がある。そのためには、その財政基盤が確保されなければならない、運営が民主化されなければならない。公共放送の運営に多額の税金が投入されるならば、どうしてもその運営が国家の意思に左右されてしまいかねないので、基本的には市民からの受信料で運営されることが望ましいが、いかに受信料徴収を円滑・確実にして予算を確保するかが大きな課題となろう。また、運営の民主化を実現するためには、運営のプロセスを透明化するとともに、運営に市民の関与を積極的に認めることが必要となろう。その場合、公共放送の会長を公募・公選することも考えられよう。この点、日本の公共放送であるNHK（日本放送協会）の在り方を市民の立場からもう一度、問い直す必要がある。チョムスキーの主張するように、市民によるメディアのコントロールと市民のメディアへのアクセスをより大幅に拡大しなければならない、それらを実現する方法を真剣に議論し、抜本的なメディア改革を政治日程に組み入れるべきである。この点、前述した市民に対する反論権の保障は早急に検討されるべき課題であらう。抜本的なメディア改革の原動力となるのは、我われ一人一人の積極的な行動であることは言うまでもなからう。

[投稿受理日2010.5.22/掲載決定日2010.6.10]

注

- (1) 例えば、アメリカ人研究者のハーバート・シラーは、アメリカが世界規模で経済的に覇権を確立したことにつき、アメリカのメディア産業がアメリカ的な価値観やアメリカ的な生活様式への欲望を世界中に浸透させるために中心的な役割を果たしたとし、いわばアメリカの対外的な文化支配の道具として機能していると批判した〔田中 2008: 64〕。シラーは、その著書のなかで、メディアの中立性や多様性は神話である旨、主張している〔H. Schiller 1973: 8-19〕。
- (2) “民主主義についての辞書的見解”，“民主主義についての逆説的見解”というネーミング自体は筆者の創作である。
- (3) しかし、それはあくまで、間接民主主義の政治体制では基本的にエリート（選良）たる議員の多数決で政治的決定を行うのが原則であるという意味の限度である。
- (4) かかる理解につき、政治的な意思決定能力者をさす「人民（プーブル）」は必ずしも実定法上の有権者とは同視されないため、「人民（プーブル）主権」説を「有権者主体説」と表現することは適切ではなく、「人民（プーブル）」とは政治的意思決定能力を有する市民をさすとする批判もある〔辻村 2008: 652〕。また、この論争は、フランス特有の歴史的背景と抽象理論を好むフランス人特有の思考法を持っているので、日本に直輸入される必要はないという見解もある〔阪本 1993: 90〕。
- (5) 代表的学説としては、宮沢俊義説〔宮沢 1957: 18〕、佐藤功説〔佐藤 1994: 120〕、小林直樹説〔小林 1980: 169〕等がある。
- (6) チョムスキーは、ほとんどの国民が感情と衝動のみによって動いているとして、否定的意味でこの例えを使用しているが、その点は言い過ぎであろう。あくまで具体的に適切な政治的意思決定をなしえないという意味でこの例えを使用したい。
- (7) 私益の実現よりも公益の確保を行動基準と出来る人も少なからず存在することを否定するものではない。
- (8) 政治学には「衆愚政治」や「ポピュリズム」という用語があるが、これらの概念の根底にも、一般大衆が公益に従って行動することの困難性があるのは言うまでもなからう。人間のこのような“醜い”側面からは目を背けたくなるのが通常だ

が、学問としてはそれを避けてはなるまい。

- (9) だからこそ、選挙権（憲法15条）は最大限、保障されなければならない、確かに選挙には公務員という国家機関を選定する公務としての側面もあるが〔芦部 2007: 247〕、その人権性がとりわけ強調されなければならないのである。
また、選挙では一般大衆の一人一人が最大限の努力を払って、十分に知的かつ責任感があり、公益を理解しそれにしたがって真に行動出来る人を厳選することが非常に重要となる。
- (10) ただし、チョムスキーは言及していないが、それは十分に知的かつ責任感がある少数の特別なエリート（選良）たる議員が、私益を捨てて公益にしたがって政治行動をすることが前提である。その前提が崩れたならば、第二次的に、一般大衆は傍観者・見物人である必要はなく、主体的に政治的行動に直接参加できることは言うまでもなからう。一般大衆が議員に政治をおまかせし、自らは安心して政治の傍観者・見物人でいられる社会は、むしろ理想であろう。
- (11) 代表的学説としては、芦部信喜説〔芦部 1992: 242〕、佐藤幸治説〔佐藤 1995: 100〕、伊藤正己説〔伊藤 1995: 97-98〕等がある。
- (12) 以下の論述では、チョムスキーがより多用している“合意の捏造”というワードを使って説明していく。
- (13) このことは、例えば、以前、民放連の放送番組調査会にゲスト・スピーカーとして招待された大手テレビの報道局長が、その夏の衆議院議員選挙の報道をふりかえり、選挙活動期間中に報道局長としてニュース報道を通じて、「連立政権の発足を目指して非自民政権（当時は自民政権）をバック・アップするように指示した」という趣旨の発言をして、報道局長の国会における証人喚問にまで発展した事例等に鑑みれば明らかであろう。〔春原・武市 2006: 157〕。
- (14) 幸い日本にはアメリカほど共産主義を嫌悪する土壌はない。自由と正義の国を自認するアメリカにおいては、平等最優先の共産主義思想は受け入れ難いであろう。
- (15) そのこと自体に異論はないが、だからといってそれがマス・メディアと政府や大企業とが結託する直接の理由になるかどうかは疑問である。
- (16) 放送時間が足りないからといって、また、紙面

- に余裕がないからといって、それだけの理由で旧弊に挑戦することを控えるかは疑問である。
- (17) マス・メディアと冤罪も重要論点の一つである。この点については、筆者の拙稿「マスコミ報道と人権」(早稲田大学大学院社会科学研究所紀要『社会学研論集・第14号』2009〔平成21〕年9月発行)を参照されたい。
- (18) 例えば、日本では明治時代の末期に幸徳秋水や堺利彦が日露戦争開戦反対を主張した『平民新聞』(週刊新聞)が挙げられよう。
- (19) 憲法の私人間効力については、いわゆる間接効力説が通説であるが〔芦部 1994: 281-296〕、憲法9条の永久平和主義の理念については憲法の根本原則であるから、いわば公序として広く私人間適用を認め、その尊重を私人に義務付けてもよいのではなからうか。
- (20) 日本における反論権の議論は、いわゆるサンケイ新聞事件最高裁判決(1987〔昭和62〕年4月24日)で反論権に否定的な判決が下されて以来、判例・学説上、ほとんど思考停止状態にある。筆者は以前より、国民にマス・メディアに対する反論権を始めとするアクセス権を保障することにより、マス・メディアのもたらす弊害(報道被害や世論操作等)を防止できるのではないかと考えていたが、この点、チョムスキーと意見が一致しており、意を強くしている。筆者の考えの詳細については、拙稿「日本国憲法における反論権の可否」(早稲田大学大学院社会科学研究所紀要『社会学研論集・第8号』2006〔平成18〕年9月発行)を参照されたい。
- Press, Boston.
- 芦部信喜 [1992]『憲法学Ⅰ 憲法総論』(有斐閣)
—— [1994]『憲法学Ⅱ 人権総論』(有斐閣)
—— [2007]『憲法〔第四版〕(高橋和之補訂)』(有斐閣)
- 伊藤正己 [1995]『憲法〔第三版)』(弘文堂)
- 小林直樹 [1980]『憲法講義(上)』(東京大学出版会)
- 阪本昌成 [1993]『憲法理論Ⅰ』(成文堂)
- 佐藤功 [1994]『日本国憲法概説』(学陽書房)
- 佐藤幸治 [1995]『憲法〔第三版)』(青林書院)
- 田中晶子 [2008]『戦後西ドイツにおける『アメリカ化』—アメリカ化の概念史的検討』(『市民のための歴史ジャーナル5』大阪大学)
- 辻村みよ子 [2008]『国民主権の意味』(杉原泰雄編『新版・体系憲法辞典』青林書院)
- 春原昭彦・武市英雄編 [2006]『ゼミナール日本のマス・メディア』(日本評論社)
- 松井茂記 [2007]『日本国憲法〔第三版)』(有斐閣)
- 宮沢俊義 [1957]『国民主権と天皇制』(勁草書房)

参考文献

- Noam Chomsky [2001] *9-11*, Seven Stories Press, New York.
- [2002] *Media Control*, Seven Stories Press, New York.
- [2004a] *Hegemony Or Survival*, Owl Books, New York.
- [2004b] *Letters From Lexington*, Sheridan Square Press, Inc., and the Institute for Media Analysis, Inc., New York.
- Noam Chomsky & Edward S. Herman [2002] *Manufacturing Consent*, Pantheon Books, a division of Random House, Inc., New York.
- Herbert I. Schiller [1973] *The Mind Managers*, Beacon